

大学院修了要件<2021年度入学生>

修士の学位授与の要件

<中京大学学位規程第4条>

修士の学位は、学則第149条の規定により、博士前期課程又は修士課程の修了を認定された者に授与する。

<中京大学学則第149条>

本学大学院博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院博士前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

博士の学位授与の要件

<中京大学学位規程第5条>

1. 博士の学位は、学則第150条の規定により、博士課程の修了を認定された者に授与する。

2. 前項に規定する者のほか、博士の学位は学則151条第2項に規定する者に授与する。

<中京大学学則第150条>

博士課程に5年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、在学中に博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2 前条のただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、前項中「5年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

<前条のただし書きとは>

(博士前期課程又は修士課程の修了の認定)

在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院博士前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる

3 前2項の規定にかかわらず、第132条第2号から第6号の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学し3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格したときは、学長が、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(入学前既修得単位等を勘案した大学院における在学期間の短縮)

第150条の2 第121条の2の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(第131条に規定する博士前期課程又は修士課程の入学資格を有した後、修得した者に限る。)を、研究科委員会の審議を経て、当該学生が在籍する専攻の博士前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該学生が所属する研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても博士前期課程及び修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、博士前期課程又は修士課程を修了した者の第150条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

<中京大学学則第151条第2項>

本学に論文を提出し、博士の学位を請求した者が、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたときは、博士の学位を授与する。

大学院修了所要単位

研究科	博士課程の修了所要単位	
	博士前期課程（修士課程）及び修士課程の修了所要単位	博士後期課程の修了所要単位
文学研究科 日本文学・日本語文化専攻	指導教員の研究指導 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導12単位を含め、合計12単位以上
文学研究科 歴史文化専攻	基盤科目 2 単位、専攻基礎科目 8 単位以上、専攻応用科目 8 単位以上及び研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上	
国際英語学研究科 国際英語学専攻 英米文化学専攻	演習 8 単位を含めて合計30単位	
心理学研究科 実験・応用心理学専攻	＜実験心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上 ＜応用心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位、必修の实地演習科目 2 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導科目12単位を含め、合計20単位以上
心理学研究科 臨床・発達心理学専攻	＜臨床心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位、必修の実習科目 9 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上 ＜発達心理学領域＞ 必修の講義科目 4 単位及び指導教員の研究指導科目 8 単位を含め、合計32単位以上	指導教員の研究指導科目12単位を含め、合計20単位以上
社会学研究科 社会学専攻	指導教員の演習を含む演習（調査演習及び調査実習を含む。）12単位以上、特殊講義16単位以上の合計32単位以上	指導教員の演習12単位を含む演習16単位以上
法学研究科 法律学専攻	講義24単位以上、研究指導 8 単位、合計32単位以上	講義12単位以上、研究指導12単位、合計24単位以上 ※その他、詳細については中京大学学則別表21を参照してください。
経済学研究科 経済学専攻	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 特殊講義 8 単位以上 (2) 経済学基礎演習 I・II を除く演習12単位以上 (3) 特殊講義及び演習（経済学基礎演習 I・II を含む。）合計32単位以上	合計12単位以上の演習
経済学研究科 総合政策学専攻	必修の講義科目 4 単位及び指導教員の特殊研究（演習） 8 単位を含め、合計30単位以上	指導教員の特別研究（演習） 12 単位を含め、合計20単位
経営学研究科 経営学専攻	指導教員の演習 8 単位を含め、合計32単位以上	必修の講義科目 4 単位及び指導教員の特殊研究12単位を含め、合計16単位以上
工学研究科 機械システム工学専攻 情報工学専攻	専攻基礎科目 4 単位以上、専門科目 8 単位以上及び研究指導科目 4 単位を含め、合計32単位以上	
工学研究科 電気電子工学専攻	専攻基礎科目 4 単位以上及び研究指導科目 4 単位を含め、合計32単位以上	
工学研究科 工学専攻		専門科目 4 単位以上（専門領域 2 単位以上を含む。）、研究指導科目12単位（専門領域）を含め、合計16単位以上
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	研究セミナー及び研究指導各8単位及び所属系以外の10単位を含む32単位以上	研究セミナー及び研究指導各12単位以上、合計28単位以上。